

日本社会関連会計学会 役員選挙規則

第1条 学会役員について

当学会の役員と定員は下記の通りとする。これらすべての役員が理事会の構成メンバーとする。

会 長	1 名
副 会 長	2 名
顧問理事	若干名
理 事	20 名
監 事	2 名
幹 事	若干名

ただし、理事は東日本部会より 10 名、西日本部会より 10 名選出する。

第2条 会長の選出方法

会長は被選挙権者を全会員とし、全会員による選挙で選出する。なお、会員とは選挙実施直前の理事会で入会を承認された者までを含み、過去 3 年以上の会費未納入者および学生会員は含まない。この会員の定義は本規則のすべての条項において共通である。

第3条 副会長の選出方法

副会長は第 4 条により選出された理事の中から、会長が東日本部会から 1 名および西日本部会から 1 名を指名し、理事会の承認を経て決定する。

第4条 理事の選出方法

理事は被選挙権者を全会員（ただし、第 7 条第 2 項により理事になることができない者を除く）とし、全会員による選挙で選出する。東日本部会および西日本部会から選出された理事 18 名に加え、会長は両部会からそれぞれ 1 名の理事を指名し、理事会の承認を経て決定する。なお、会長に当選した者が理事にも当選した場合は、理事としての当選は無効になる。

第5条 顧問理事の選出方法

会長は理事会と会員総会の承認を得て、理事以外の会員の中から顧問理事を委嘱することができる。ただし、会長経験者は顧問理事として理事会を構成する。

第6条 監事および幹事の選出方法

理事会が監事および幹事候補を推薦し、会員総会の承認を得て、会長が委嘱する。

第7条 役員任期と再選の可否について

1. 会長の任期は3年とし、2期を務めることはできない。
2. 理事の任期は3年とし、連続3期を務めることはできない。
3. 顧問理事の任期は3年とし、再任を妨げない。
4. 監事の任期は3年とし、連続3期を務めることはできない。
5. 幹事の任期は3年とし、再任を妨げない。

第8条 選挙方法

郵送方式による選挙とし、全会員は会長1名および理事18名(東日本部会から9名、西日本部会から9名)の投票権をもつ。

第9条 投票期間および開票

投票期間は1ヶ月程度とし、開票は選挙管理委員会が行う。開票結果については開票直後の年次大会で公表する。なお、選挙管理委員会は選挙結果を速やかに当選した会長に報告し、会長は直ちに東日本部会および西日本部会から各1名の理事を指名する。

第10条 得票数が同数の場合の対応

会長選挙において最高得票者が複数以上出た場合は、選挙直後に開催される会員総会において再度投票による選挙を行って当選者を決定する。理事選挙において、最下位当選者の得票数が同数のため定員を上回る場合は、選挙管理委員会による抽選によって当選者を確定する。

第11条 当選者辞退の場合

会長もしくは理事当選者が辞退した場合は、次点者を繰り上げ当選させる。

第12条 欠員の補充

会長に欠員が生じた場合は、理事会の承認のもとで副会長のうち1名が会長を兼任する。理事に欠員が生じた場合の処置については理事会に一任する。

第13条 選挙管理委員会の設置について

選挙管理委員会は選挙の前年度の会員総会において設置する。選挙管理委員会は本規則に従って、選挙を実施・管理する。

(附則)

本規則は、平成 10 年 10 月 1 日より施行する。

平成 13 年 10 月 12 日「一部改正」

平成 27 年 10 月 24 日「一部改正」

三選禁止規定の導入に伴い、経過的措置として「役員選挙規則の改正に伴う理事会申し合わせ」を作成する。

(備考)

- ・ 関東部会、関西部会は、それぞれ東日本部会、西日本部会に名称を変更する。
- ・ 東日本と西日本の境は、富山県、岐阜県、愛知県以西を西日本部会所属とする。
- ・ 部会の所属は移住地(現住所)とする。
- ・ 海外会員は東日本に所属するものとする。

役員選挙規則の改正に伴う理事会申し合わせ

本規則が過渡期のため、役員選挙規則第 7 条第 2 項に定める理事の再選禁止については、以下のように特段の措置を講ずる。

1. 平成 28 年に実施される選挙は、6 期以上連続して務めた理事のうち、菊谷正人、黒川保美、佐藤倫正、平松一夫氏以外の者は、被選挙権を有することとする。
2. 平成 31 年に実施される選挙は、6 期以上連続して務めた理事のうち、上妻義直、宮崎修行、梶浦昭友、國部克彦氏以外の者は、被選挙権を有することとする。
3. 平成 34 年に実施される選挙は、5 期以上連続して務めた理事のうち、湯田雅夫、水野一郎、向山敦夫氏以外の者は、被選挙権を有することとする。
4. 会長は、上記 1～3 によって被選挙権を有しないとされた者を理事に推薦することが出来ない。ただし、例外として、平成 31 年の選挙では國部克彦氏に、平成 34 年の選挙では向山敦夫氏に被選挙権を付与する。なお、この「ただし書き」は、後任が決定するまでの暫定措置であるため、後任が決定した場合は、この限りでない。
5. 第 8 条に関連し、平成 37 年以降の理事選挙では、会長推薦制度を廃止する。
6. 平成 28 年選挙から三選禁止規定が適用されるため、フレッシュスタートとなる。

(平成 27 年 10 月 24 日理事会決定)